

全国統一要求（抜粋）	ダンプ 建交労全国ダンプ部会	発行所 全日本建設交運一般労働組合 東京都新宿区百人町 4-7-2 電話 03(3360)8021 毎月25日発行 1部 50円
------------	--------------------------	---

建設産別対策委員会 第37次ゼネコン要請



適正単価の支払いと建交労ダンプの使用促進措置を求めました（11月11日東京・西松建設本社）



公共民間を問わず、建設発生土対策の強化を求めました（11月10日東京・安藤ハザマ本社）

各社回答

使用促進措置の指導徹底 建設発生土の対策強化を

全国ダンプ

ダンプの要求アンケート 全国で千人目標の達成を

第37回目の要請行動は、コロナ感染防止対策を徹底しながら、3年ぶりに通常通りの取り組みとなりました。全国ダンプ部会からは、森谷稔顧問、昆茂太郎副部会長、廣瀬肇事務局長が出席しました。

「12条団体等の使用促進措置」について各社は、「地域性」に対する意向を踏まえ、総合的・合理的に判断し、作業所長が対応しているとの回答が多くみました。

安藤ハザマは「法令遵守は当然のこと。行政指導に従い、建交労の使用促進措置を進めている」西松及び飛島建設は「下請業者を指導して、使用促進措置を徹底する」と回答しました。

建設産別対策委員会は11月10日（木）～11日（金）、第37次ゼネコン本社要請行動を実施しました。飛島建設、鉄建建設、鴻池組、奥村組、戸田建設の計8社です。「国民の安全・安心を確保し、働きがいのある建設産業めざして」と題し、各業種部

の担当者が出席し、回答をおこないました。

会の要求項目にもとづき交渉を実施しました。全国ダンプ部会は、①12条団体等の使用促進措置の強化、②直工費分の単価の支払い、③建設発生土対

の加入促進を求めました。各社から土木部などの担当者が出席し、回答をおこないました。

部会からは、国交省が毎年5月頃に出先機関等へ通知している指導事項の徹底文書を示し、さらにはダンプ規制法が制定されるきっかけとなつた「愛知・猿投ダンプ事故」及びダンプ規制法制定時の国

会議事録や過去の政府通達文書や過積載の現状について資料を示しながら紹介し、改め

全国ダンプ
全国ダンプ部会は、毎年要求アンケートの集約活動に取り組んでいます。

結果はダンプの実態を一覧表・グラフ化して発注者・元請及び業界への要請行動に活かしています。

2021年12月時点では、各県のダンプカーナ協会は「埼玉、千葉、長野」の3県しかありません。さらに一人一車の加入者はそれぞれが約30名程度であり、ダンプ持ち労働者の実態を把握した運動や改善の取り組みは期待できません。

部会に結集する各支部が各地で取り組む要求アンケートの集約活動こそがダンプの実態を正確に把握し、行政や業界を動かす力となります。

長年建設産業の重層構造の末端で働き、単価叩きや過積載が押し付けられ、今は燃料・物価高騰でダンプの仕事と生活は大変苦しくなっています。こうした実態を行政に告発し、改善を図る上でもアンケート活動に各支部・全組合員が参加し、未組織の仲間にも協力を呼びかけましょう。

て各支店・現場事務所に対し、

議に反映されたことを紹介。

また、現在の中間ストック

場や不法投棄の実態現場を紹介し、公共民間工事を問わず、

元請が最終処分場まで管理責

任を負う必要性を訴えました。

安藤ハザマは「処分場の確

認や抜き打ち調査を行つて

いる」と回答しました。

安藤ハザマは「処分場の確

全日本トラック協会
会長 坂本 克己 様
ダンプトラック部会
部会長 岡田 安正 様

2022年11月11日
全日本建設交通一般労働組合
全国ダンプ部会顧問
(建交労副中央執行委員長)
森谷 稔

申し込み書

貨物自動車運送事業の適正な運営を通して、公共の福祉に尽力されていることに敬意を表します。
さて、昨今、全国の建設現場において、自家用ダンプの排除を目的とした動きが増えております。直近の事例でも、北海道新幹線・後志トンネル工事・天神(元請=安藤ハザマJV、下請=山崎建設)においても同様の動きがありました。

貴協会の会員会社が、自家用ダンプ=違法な存在との認識の下で、自家用ダンプ排除の先頭に立っています。これらの動きは、しっかりした宣伝物を作成するなどではなく、口頭で現場関係者に伝えられるため、自家用ダンプ排除策動の証拠を示せと言われても、やられた方には証拠を示す手立てがありません。全国の建設現場などで働くダンプの実態は、使用者数で81.9%が、車両数で60.9%が自家用ダンプとなっており、重層下請構造の末端で働いております。社会保険、労災保険などをはじめとして、全ての経費を自己負担で賄っている、零細なダンプ持ち労働者が大半です。

~一部削愛~

ダンプ規制法の存在を軽視し、自家用ダンプを貨物自動車運送事業法の角度からだけ組上に載せるのはやめて下さい。以下の事について申し入れますので、誠意ご検討のうえ、ご回答下さい。

〈記〉

1. 各県のトラック協会に対して、建設工事現場等からの自家用ダンプの排除をやめるよう通達を出します。

2. ダンプ規制法の趣旨を遵守する立場から、日建連や企連など、ダンプカーを使用する業界団体に対して、適正運賃の支払いを求めて下さい。因みに、公共工事に於ける今年度の10tダンプの直接工事費は60,000円(税別)、工事原価は75,000円(税別)です。

以上

全日本 トラック協会に対する申し入れ書



組合員の実態を踏まえたインボイスの学習会を実施（11月13日栃木県佐野市内）

役員体制	執行委員長	副執行委員長	書記同人	書記次長	山川田渡辺内石井	勝健仁道人一義見
燃料高騰対策支援金 ダンプにも支給しろ	北陸ダンプ	10月17日	北陸ダンプ支部は、10月17日に石川県、同月20日に岐阜県に対して「燃料高騰対策支援金」について、要請行動をおこない、「建設現場で働く一人親方のダンプ、建設関連労働者にも適用すること」と改善を求めました。	福井・富山の両県に対しても要請行動を実施します。		

院内集会

法的保護をアピール

11月10日(木)、衆議院第二議員会館多目的会議室にて、『送料無料ではありません! 軽貨物ドライバーの働き方を考えるシンポジウム』を開催。冒頭に立教大学首藤若菜教授から『軽貨物業界が抱える問題』と題する問題提起がありましたが、パネラー発言では建交労連の分析とユニオンに寄せられた相談例を紹介。改善に向けた相談例を紹介。改善に向けてフリーランス保護法だけではなく、労働者性が法的に認められて、企業側と安心して団体交渉ができる仕組み作りが

必要であると訴えました。次に組合員の大島さんよりアマゾンのデリプロで働く過酷な実態について自らのデータをもとに詳しく説明し、下請運送会社に対して団体交渉した経験を報告しました。続いて、中間の運送会社(株)トランプの矢作社長が業界の実態を告発しました。その後に水口弁護士から、軽貨物ドライバーを労働組合法上の労働者として認めることが、最高裁判例を見ても当然、法的保護が必要と提言しました。シンポジウムには、マスコミ、衆参の国會議員が7名出

大規模工事で白排除が発生 全日本 トラック協会へ抗議

東北ダンプ

組織的な排除をやめろ 各県協会に指導通達を

東北ダンプ支部は11月11日、東京・四谷にある全日本トラック協会(全ト協)本部を訪れ、白ナンバーダンプ排除はやめると申し入れました。

組合からは、昆・東北ダンプ支部書記長と森谷・全国ダンプ部会顧問が参加し、全ト協では土屋・輸送事業部長、佐竹・審議役(国交省自動車局)から天下り)、宮澤・担当部長の3名が応対しました。

事の発端は、北海道新幹線トンネル工事の現場で白ナンバー排除の動きが出た事です。元請は安藤ハザマ、下請が山

崎建設ですが、「白ナンバーを使っていたはまずいとト協から言われた」と、山崎建設から連絡が入ったことです。取り敢えず、森谷顧問が関係者に説明をして問題は解決しましたが、幾度もくり返されていました。抗議行動となりました。

組合からは、山ほどの資料を持参し、「自家用ダンプは合法であるばかりか、公共工事の優先使用車である」ことを強調しました。全ト協幹部から一言の質問も反論もなく、組合の正当性を証明する結果になりました。続いて「建交

労が貨物自動車運送事業法に立ち入って難クセを付けた事など一度もない。全ト協は何の根拠を持ってダンプ規制法の領域に踏み込んで来るのか、断じて許せない」と抗議しました。さらに組合からは、全国各県にあるト協に「白ナンバーダンプ排除はやめろ」の通達を出す様に求めました。

土屋部長からは、全ト協内にあるダンプ部会に諮った後に、具体的な対応をしますという事になりました。

東北・北海道の仲間の皆さん、自家用ダンプが違法な存

在などとは、法的根拠のない「ガセネタ」であり、ダンプ規制法では「一匹オオカミは公共事業で優先使用する」とが、元請の義務とされています。これまで以上に組合に結集して闘いましょう。

定期大会51人が参加し
インボイス学習会開催

栃木ダンプ

栃木ダンプ支部は11月13日(日)第42回定期大会を51人の参加で開催しました。

主催者あいさつで工藤委員長は、コロナ禍、原油高騰、インボイスなど組合員を取り巻く状況の厳しさに触れるところ、組合員拡大の重要性を強調。「厳しい状況だからこそ、組合の役割が重要です」と、参加者に対象者の紹介を訴えました。大会では来春施行される「盛土規制法」に対する取り組みや、原油高騰対策で実施されている支援金申請なども確認しました。来年10月から「インボイス制度」について、組合員の実態を踏まえた学習会を行いました。

主催者あいさつで工藤委員長は、コロナ禍、原油高騰、インボイスなど組合員を取り巻く状況の厳しさに触れるところ、組合員拡大の重要性を強調。「厳しい状況だからこそ、組合の役割が重要です」と、参加者に対象者の紹介を訴えました。大会では来春施行される「盛土規制法」に対する取り組みや、原油高騰対策で実施されている支援金申請なども確認しました。来年10月から「インボイス制度」について、組合員の実態を踏まえた学習会を行いました。



軽貨物ドライバーの実態を告発し、労働者性・法的保護をアピール（11月10日東京・国会内）